

鳥取県廃棄物処理計画 概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は令和5年度とします。
- また、循環型社会の構築は、持続可能な開発目標（SDGs）達成のため、日本として特に取り組むべき優先課題のひとつになっており、この計画は、本県としてのSDGsの取組の具体化のひとつとなります。

[第8次計画からの変更点]

- ①取組の基本方針として、世界的にも課題となっている「プラスチックごみゼロ社会の実現」と、「食品ロスの削減」を柱建てし、重点的に取り組む。
(主な具体的取組例)
 - <プラごみ>
 - ・プラスチック製品の原料切替のための研究等を支援
 - ・マイボトル等の利用促進によるワンウェイプラスチックの使用削減
 - <食品ロス>
 - ・幼児対象の啓発など県民への教育、普及啓発等
 - ・余剰食品等のマッチングシステム等によるフードバンク活動支援
- ②食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく、鳥取県の食品ロス削減推進計画としても位置付ける。
- ③排出量等の目標値は、国の目標（例：食品ロスを2030年までに半減）を勘案しながら、設定する。
<一廃> [排出量] 219千トン(H29実績)→ 193千トン(R5目標) [リサイクル率] 31.2%(H29実績)→ 33%(R5目標)
<産廃> [排出量] 547千トン(H29実績)→ 547千トン(R5目標) [リサイクル率] 75.8%(H29実績)→ 77%(R5目標)

2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村の分別収集の取組拡大（小型家電回収開始）や一般廃棄物焼却灰リサイクルの進展、古紙回収量の増加、県民のリサイクル意識の向上により、リサイクル率は向上しましたが、一般廃棄物の排出量も増加しました。

排出量の削減を図るため、排出されるごみのうち、生ごみについては、食べ残しなどの食品ロス削減や生ごみの水切りを行い、紙類については、雑紙（ミックスペーパー）の分別・資源化等を徹底し、更にプラスチックごみについては、マイボトル運動などによりワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減に努めるなど、ごみ発生抑制に取り組めます。

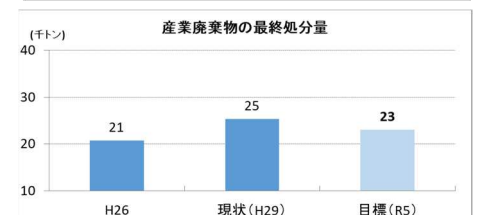
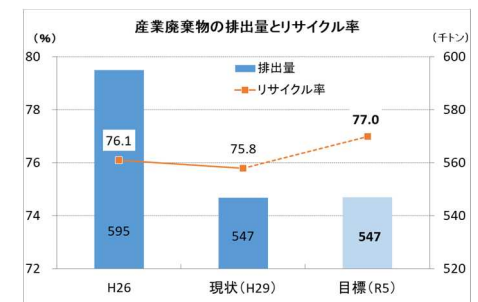
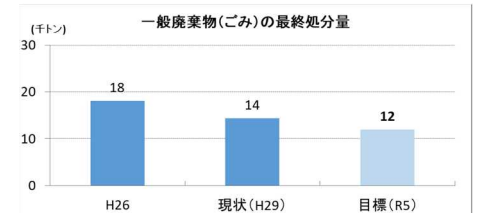
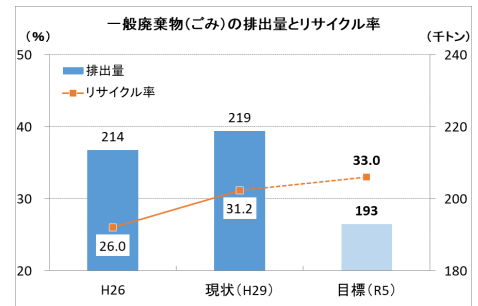
これらの取組により、排出量を193千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの33%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

産業廃棄物の排出量は、547千トンまで減少しました。リサイクル率は、がれき類等の再資源化の取組継続や燃え殻等の再生利用により、全国トップレベルを維持しています。

今後は製造業で発生する食品ロスの削減に取り組むとともに、引き続き、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導や、資源循環産業への支援を継続して行います。

これらの取組により、今後も増加が見込まれる排出量を、現状レベルに抑制するとともに、最終処分量の多いがれき類や廃プラスチック類の資源化等のリサイクルの取組をより一層推進し、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に廃棄物の元を断つ意味であるリフューズを加えた「4R」を加えた取組を進めています。今計画から、Renewable（再生可能資源への代替・持続可能な取組）の要素も加え、「プラスチックごみ対策」、「食品ロス削減」を中心に、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の6つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組と、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。



(1) プラスチックごみゼロ社会の実現

プラスチック製品の代替品への切替えや、ワンウェイプラスチックの削減により、プラスチックごみの排出抑制や再資源化を推進します。また、海岸漂着物等の回収体制を構築し、海洋プラスチックごみ対策にも取り組み、プラスチックごみゼロ社会の実現を目指します。

①プラスチック製容器包装・製品の原料切替等を推進

☆プラスチック容器包装・製品の原料を、再生資源に切り替えるための研究・開発や代替製品等の普及等を図る取組を支援

②ワンウェイプラスチック製品の使用削減

☆マイボトル・マイカップ、マイバック等の使用促進

☆リユース食器への転換と定着

③県民・事業者意識の向上

☆プラスチックごみ問題に関する環境学習・出前説明会等を通じ、県民意識の醸成

☆事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組登録

④使用済みプラスチックの再資源化

☆使用済みプラスチックのリサイクルシステムのあり方及び高付加価値化を検討、支援

⑤海岸漂着物等の処理体制支援

☆海岸漂着ごみ等の処理体制の継続支援

☆漁業者が行う海の監視活動等の支援

(2) 食品ロスの削減

※「食品ロス削減推進法」による県食品ロス削減推進計画に相当する部分



食品の生産から消費等に至る各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などの取組により、食品ロス削減を進めます。

①教育及び学習の振興、普及啓発等

☆食品ロスに係る知識の県民への普及（幼児教育、普及啓発資材作成、食べきり運動等）

②未利用食品を提供するための活動の支援等

☆寄付食品等の取扱手引きの作成や、食品のマッチングシステム構築等によるフードバンク活動の充実

☆フードドライブ活動への支援等による活動拡大の推進

☆フードシェアサービス等の県内普及（スマートフォンアプリ等の活用）

☆食料品の大量生産・消費からの転換を図る取組の検討・支援

③食品関連事業者等の取組に対する支援

☆とっとり食べきり協力店の登録促進

④表彰の実施

☆食品ロス削減の取組に取組む事業者等表彰を実施

⑤情報の収集及び提供

☆先進的取組・優良事例の紹介

⑥実態調査及び調査・研究の推進

☆県内の食品ロス発生状況等を把握するための調査・研究の実施（組成調査、意識行動調査）

(3) 4R+Renewable社会の実現



製品のライフサイクル全体を通じた適正な管理により、資源の有効利用が促進され、資源の性質に応じた循環利用が持続的に確保される社会を構築していくことを目指し、これまでの4Rの取組に加え、Renewableの取組（再生可能資源への代替、持続可能な取組）を推進します。

①実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進

☆ごみの発生抑制につながる3R（リフューズ、リデュース、リユース）の取組強化

☆地域の実情に応じた市町村の処理システムの構築（高齢者人口増加への対応）

②県民との協働による実践活動の拡大

☆実践活動団体等との協働（生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発）

☆地域での資源ごみ回収の推進（古紙の分別・資源化の意識高揚）

☆グリーン購入の推進（再生可能資源への代替・環境負荷の低減）

③環境教育・環境学習等の推進

☆幼児期からの環境意識の醸成（環境学習「ちびっ子エコスタート」、こどもエコクラブ）

☆NPO法人等と連携した環境学習の推進（とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣）

④排出事業者の自主的な取組の推進

☆多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）

☆適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

⑤産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

☆建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）

☆産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）

(4) 廃棄物系バイオマス・未利用資源等の利活用



生ごみ等食品廃棄物や木質系廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など、日々大量に発生する廃棄物系バイオマスやこれまで未利用だった廃棄物資源の有効な利活用を行い、循環型及び低炭素型社会の構築を目指します。

①廃棄物系バイオマス等の有効活用

☆生ごみ等の食品廃棄物の利用促進（飼料化、肥料化、エネルギー回収等への転換を支援）

☆家畜排せつ物の有効利用検討（家畜排せつ物（鶏糞）の敷料化等を検証）

☆木質バイオマス等の利用推進（木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用を促進）

☆中小企業者による廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備の導入に助成等）

②未利用資源の利活用

☆未利用資源の調査（未利用廃棄物資源の調査・研究）

- ☆紙おむつの資源化の推進（県内市町村への取組拡大）
- ☆固形燃料（RPF）化の推進（紙くずや廃プラスチック類のRPF化促進）
- ☆下水道汚泥の資源化の推進（下水道汚泥の資源化を促進）



（5）資源循環産業の振興

県内企業のリサイクル新技術・製品開発や事業化の支援等を行い、新たなリサイクルビジネスの創出や拡大を図ります。また、少子高齢化・過疎化に伴う人口減少を踏まえ、地域社会が持続していくには、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の構築が必要であり、先端技術を活用し、資源循環を促進する産業の生産性向上に努めます。

①先端技術の活用による資源循環産業の発展

☆ICT技術を活用した生産性向上技術の紹介や導入に向けた検討・支援等

②資源循環産業への参入促進と既存企業の成長支援

☆リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）

☆リサイクルビジネスの事業化促進（専門コーディネーターによる総合的な支援）

③リサイクル製品の利用促進と販売促進

☆鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）

☆リサイクル製品の販売促進（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）



（6）廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

①廃棄物の適正処理の推進

☆優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）

☆マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及促進）

☆特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）

②不法投棄の撲滅

☆不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起

☆関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）

☆多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、監視カメラの活用）

③災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

☆災害廃棄物の処理体制の確保（平時の教育訓練等による実効性のある協力体制の構築、市町村災害廃棄物処理計画の早期策定の働きかけ、広域的な連携強化）

4 計画の推進

○本計画の進行管理はPDC Aサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。

○なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。